

法人概要

法人名	特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構 (商標登録：T-6703 50901266141 商標：2009-047833)
認証	平成 20 年 6 月 10 日 内閣府認証 (府国生第 625 号)
設立	平成 20 年 6 月 10 日
事務所	〒133-0056 東京都江戸川区南小岩 7 丁目 22 番 14 号 TEL：03-6801-7592 FAX：03-6801-7593 URL：https://www.zenkaikyo.or.jp
理事長	新宮 俊雄

特定非営利活動法人(NPO 法人) 全国介護支援共済機構からのご礼儀

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構は、平成 20 年 6 月 10 日に内閣府の認証 (府国生 625 号) を受けた NPO 法人です。厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金事業として、平成 20 年度に介護記録とその利活用による介護サービスの効率化・省力化・IT 化の推進に関する調査研究事業報告書、平成 25 年度には未来志向研究プロジェクト調査研究事業の一貫として、社会福祉・介護・サービス施設との連携での、感染症全般の不活化と生活衛生の向上を目的とした事業を取りまとめ、縁の下の舞、無駄な骨折りでも人のために努力・苦勞しても、認められなくても、縁の下の力持ちで、思想・態度などすべての面をつらぬく、支持・支援・支え助けの絶対精神を貫徹いたします。

また、行動がすべての成功への基本的な鍵である、高齢者から若者まで全ての国民にめざましく活動の場があり、全ての人々が元気に総活躍、安心して暮らせる社会での新しい経済政策パッケージ人生 100 年時代に、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化による多様な働き方を選択できる社会の実現と、働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる働き方改革での、健康で幸福な状況で働ける福利厚生とともに、予期せぬ事態に備えるための相互扶助の仕組みであり、福祉施策の提供を通じて全体的な幸福度と生産性を向上させるために、戦略的に取り組み、従業員やメンバーが団体に所属している期間中に特定の事故や災害が発生した際に、経済的な支援を提供する仕組みを令和 6 年に取り纏めました。これには医療費や災害時の生活支援などが含まれる保障です。

『おもいやり団体共済保障』を用意周到して、会員 (正会員) のみなさまのサポートに勇往邁進いたします。

福祉博愛

幸福の精神にて差別なく広く愛する心



特定非営利活動法人 (NPO 法人)
全国介護支援共済機構

〒133-0056 東京都江戸川区南小岩 7 丁目 22 番 14 号
URL：https://www.zenkaikyo.jp

特定非営利活動法人 (NPO 法人)

全国介護支援共済機構

法人案内

福祉介護・環境衛生・福利厚生を
支持・支援・支えサポートします



特定非営利活動法人 (NPO 法人)

全国介護支援共済機構

内閣府認証 (府国生第 625 号) 認証日 2008 年 6 月 10 日
(商標登録：T-6703 50901266141 商標：2009-047833)

ご挨拶

明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる日本国でありたいと念い、何をもって世の中に永々に奉仕を振振できるのかという社会に課せられた使命感、責任感、日本国が平和で幸福を追求するなかで、社会的環境、社会福祉分野において持つ価値・事態を重要視、福祉国家に対して役に立つことを行業、福祉の発展に貢献を成し遂げるために、日々新たに善行を積善することを意趣として、**特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構**（以下「全介共」と称する）は設立されました。特定非営利活動法人とは、慈善事業を道義・道徳的責任にて、社会福祉介護支援活動をおこなう団体のための法人格で、NPO 法人とも呼ばれます。NPO とは Nonprofit= 非営利 Organization = 団体の意で、日本においては 1998 年 3 月に成立した特定非営利活動促進法（NPO 法）により始まりました。

現在、**日本国では超少子高齢化社会**にて、高齢者の増加と働き手の不足により福祉介護分野の人手不足は切実で重大なる事態に陥弱、全国で 26 万人以上もの人手不足となっており、2025 年には 35 万人以上の福祉介護人材が不足すると厚生労働省が世間に実態公表と、2030 年には日本国の人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になります。

誰が高齢者を支えるかの心配事での近未来は、頼もし尽が外国人となる実然命題にて、全介共は「特定技能・福祉介護」を頻々に研鑽を積重させ支援しています。

日本の高齢者人口は 2033 年頃には約 35%にも達すると予想されています。今後も高齢者の介護ニーズが高まり、介護人材不足や財政負担増大などの課題が続くことが予想されます。一方、政府は介護保健制度の改革や介護予防サービスの拡充、テレワークなどの働き方改革による介護と仕事の両立支援など、様々な施策を進めています。テクノロジーの進歩により、介護ロボットや IOT デバイスの活用など、新しい介護サービスの提供が期待されます。さらに、**20 年後の 2043 年頃には、高齢者人口が 40%**に達すると予想されておりますが、介護人材不足や財政負担増大など課題は続くとしても、テクノロジーの進歩や介護ロボットの普及などにより、介護の効率化や負担軽減が進むことを期待します。

総じて言えることは、福祉介護に対する関心が高まり、政府や民間企業、個人が協力して、より良い介護サービスの提供や、高齢者自身の健康寿命の延伸に向けた取り組みが大切であり、その実現を嗜み待ち受けております。

全介共も、安寧秩序、日常生活を助け（介護）生活の安定と幸福（福祉）が安心立命・未来永劫にわたります様、日々新たに研鑽して開物成務に務め、天を敬拝し国に敬意を表し、感謝の心で、幸福をもたらす利益（福利）生活を豊かにする（厚生）共済支援に全力で取り組み、勇往邁進し、報恩いたす所存です。

福祉博愛

幸福の精神にて差別なく広く愛する心



趣旨

縁の下の舞、無駄な骨折りでも人のために努力・苦勞しても、認められなくても、縁の下の力持ちで、思想・態度などすべての面をつらぬく、**支持・支援・支え助けの総名がサポート**です。

意味合・事情には、感情・思想・意思など言語伝達の、事の内容・事のありさま・事情に物事を感じとらえる秩序、正しい認識に至る心的機能、物事が理想に一致し、目標実現のため精神と肉体を勞してつとめ、ひび一步一步充足理由の原理を積み重ねてゆき結論に到達する論証、サポートが意味付ける含蓄を研鑽し、**会員のみなさまに心有る保障共済**を用意周到して、心身を勞して努めていきます。

高齢者から若者まで全ての国民にめざましく活動の場があり、全ての人が元気に総活躍、安心して暮らせる社会での新しい経済政策パッケージ「**人生 100 年時代**」に、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズ（必要・要求・需要）の多様化による多様な働き方を選択できる社会の実現と、働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる「**働き方改革**」を、心有る保障でサポートします。

経済大国世界第 3 位の**日本の介護職員数**が驚き桃の木山椒の木で**不足**（2023 年度には 22 万人、2025 年度には 32 万人、2040 年度には 69 万人）すると推計、少子高齢化での外国人労働者対策在留資格「**特定技能**」に、頻々と着実に新たなり研鑽を積聚、社会福祉介護の展開と、外国人による介護という特殊たる支援（介護施設を対象に奨学金に充てる補助金の拡大）に、日本人の介護という受け入れ困難たる事実・真実を認め、安心して働き暮らせる制度と環境の整備や監視、支援体制の抜本的な強化が成り立つためになくはならない真偽・善悪・美醜などを考え定め、日本国福祉介護の進歩に貢献いたします。

介護福祉は、生活の安定と幸福（福祉）傷つけない様に庇い守り（護）付き添い心の支えに（介）なれたら幸福です。社会福祉分野における、福祉六法でも、介護保険法でも、日本の福祉は申請主義であり、貧困や苦痛を減らし軽する制度があっても、貧困家庭ほどその制度の存在を知らなかったり、相手の気持や考えを理解しないことから制度の利用を拒んだりする現状があります。全介共は、こうした情報格差を解消し、支援を行き届かせるために研鑽し、相手が誰彼なしに片寄りや差をつけて取り扱うことのない一様な等しい心で、人々に楽を与えたいという心（慈）、人々の苦を抜きたいと願う心（悲）、無縁の慈悲にも力を添え、支援を心から進奉いたします。

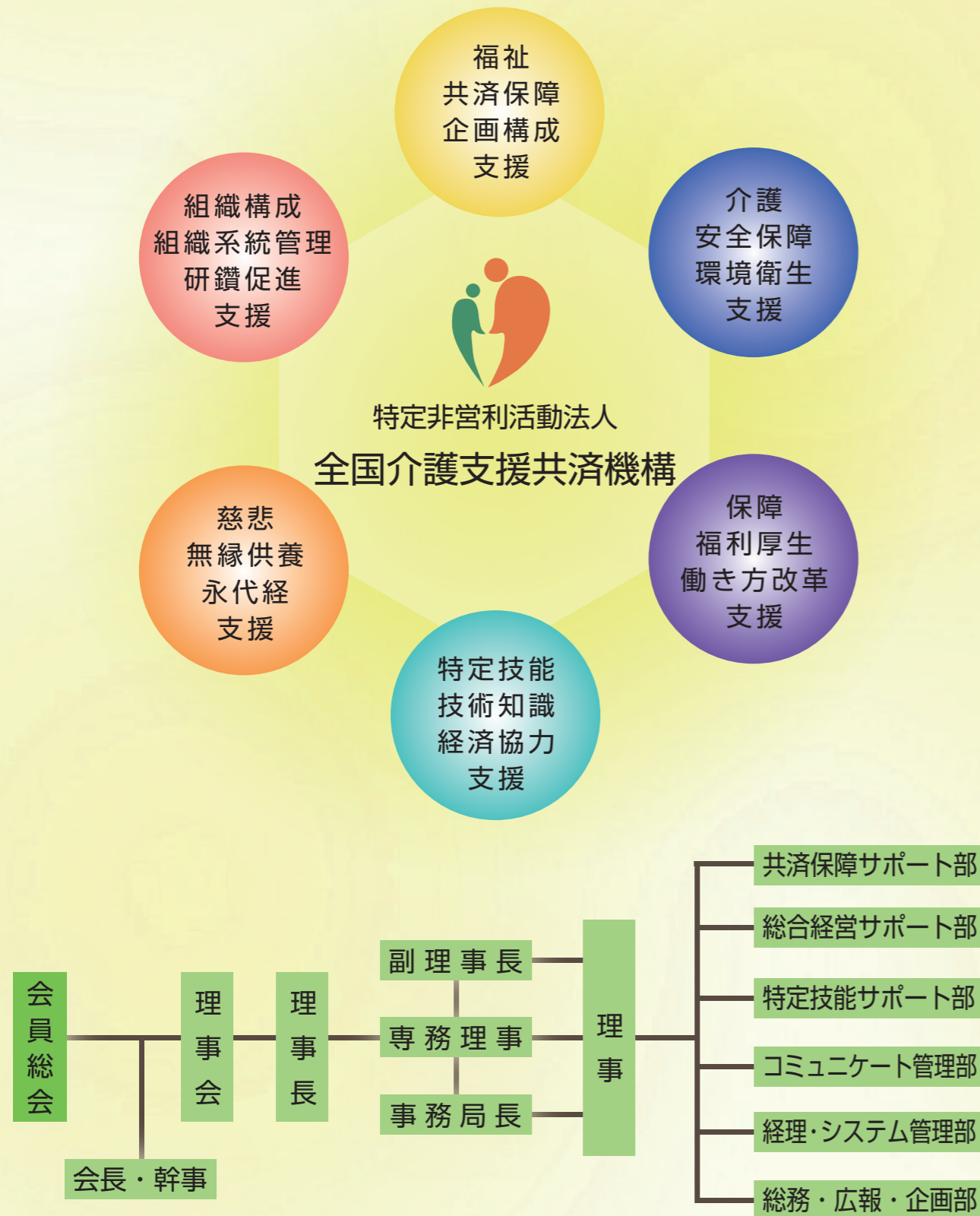
厚生労働省が報知した日本国内での 2022 年度に死亡した 156 万 8961 人と過去最多を記録、2040 年には年間死亡者は約 167 万人に達し、**多死社会**を前に首都圏（都市部）を中心とした火葬場不足が深刻化、火葬待ちの一週間程度は珍しくなく、遺体を腐敗や劣化の進行を棺のドライアイスでの二酸化炭素中毒で死亡事故もあり、より長期安置での遺体保存・保管設備の構成をサポートします。

今難題に真剣に事する「**無縁仏**」、自分の故郷や生まれ故郷に親族や知人がおらず、葬儀に参列してくれる人もいないために、身寄りのないまま亡くなってしまった人のことを指します。そのため葬儀は行政や社会福祉法人などが執り行うことが多く、無縁のままに葬り去れます。この難しい事柄（事の内容・事の模様）**永代経**の解決をサポートします。

全介共は、社会の発展に研鑽を積聚、会員の「**みなさま**」に日常生活の安心を保障支援を勇往邁進いたします。

事業理念

本法人は以下の活動を通し、
新しい福祉（幸福・生活の安定）、新しい介護（日常生活支援）、
新しい社会の創造に寄与します。



支援理念の解義

本法人は以下の活動を通し、介護事業者の経営合理化、介護従事者の業務の効率化と意欲向上、サービス受給者の安心安全の確保を図るとともに、社会保障の推進に貢献します。

福祉

「福祉」の「祉」とは神が足を止めて人に授ける幸福の意。幸福な生活環境を社会保障によって、社会の一員として相手を尊んで礼をつくし（敬意）、社会生活の秩序を保つために人が守るべき行動（礼儀）を大切に支え合い、誰しものが生き生きとした人生を送ることができる社会福祉の進歩に寄与・支援。

介護

「介護」の「介」とは、付添助けるの意、「護」は傷つけない様に庇い守るの意です。社会福祉分野における福祉六法でも、介護保険法でも、日本の福祉は申請主義です。負担や苦痛を減らして軽くする制度があっても、情報から隔絶された貧困家庭などがその制度の存在を知らなかったり、相手の気持や考えを理解しないことから制度の利用を拒んだりする現状があり、こうした情報格差の解消を支援。

保障

社会的価値のある宝物は人材です。法人が雇用者に対して給料以外に提供する制度での、人材の確保・従業員の生活安定・労働環境の整備・従業員の労働意欲の向上が「福利厚生」です。幸福をもたらす利得での健康の維持・増進にて生活を豊かにし、特定の事故や災害が発生した際に経済的な保障（医療費や災害時の生活支援など）支援。

特定技能

日本国福祉介護の発展のために、国際相互の理解促進及び開発途上にあたる海外地域に対する経済協力に資するため、特定技能制度にて外国人人材の受け入れ拡大と円滑化を図り、日本国の技能・技術及び知識を開発途上国等とともに真理を会得し、外国人人材への母語相談・安全衛生・健康の確保等の保護に関する相談と助言、外国人人材の受け入れ制度に関する広報と啓発活動、法定福利厚生・法定外福利厚生サービスの向上に関する相談・助言と支援、これらの国の人材の育成及び日本国とこれらの国双方の経済社会の発展に寄与・支援。

無縁の慈悲

「無縁死」とは、弔う縁者の居ない死。人生の悲哀な言語による心的・精神的・感性的形象としての表現です。「慈悲」とは人々に楽を与えたいという心（慈）、人々の苦を抜きたいと願う心（悲）永代経他の解義を支援。

組織

福祉・介護・環境衛生・保障など支援行為の目的を達成するために、分化した役割の様式・要素を組み立て構成し、複雑な現象を一概のシステムとして捉え、全体的関連を考察・研鑽し真相を解き明かす理論的支援。

福祉と介護

「福祉」の祉とは神が足をとめて人に授ける幸福の意、幸福な生活環境を社会保障によって、社会の一員として相手を尊んで礼をつくし（敬意）、社会生活の秩序を保つために人が守るべき行動（礼儀）を大切に支え合い、誰しものが生き生きとした人生を送ることができる社会にて、あなたは人生に対する観察思念、物事に対する観念、または社会・人生に対する全体的な思想の生き方、趣向は満ち足りておられますか。

「介護」在宅介護の増加、高齢者のうち約7割が在宅で介護を受けています。在宅介護を行う家族の負担が大きくなっており、社会的支援の充実が求められています。

「介護支援」高齢者や身体障害者、知的障害者等様、日常生活で支援が必要な場合、身体的なケアや生活支援、精神的なケア、社会的なサポート等様、その人が自立した生活を送ることができますように、その人の状態に応じた必要性、具体的には食事や排泄、入浴などの身体的ケアや、薬の管理、病院やクリニックへの通院などの医療的なサポートに、コミュニケーションや社会的活動の支援等様が含まれます。また、家族や地域社会など周囲の人々の支援も必要、介護者自身が負担を感じないように適切な支援や助言が必要とされます。

今、日本国は人類史上例を見ない超少子・高齢化の進行の主意、介護に関しまして世間で取り沙汰されています話題は、老老介護・老老多重介護・認認介護・隠伏介護に、介護疲弊での無理心中・自ら自分の生命を絶つ事や、配偶者との死別後の義父・義母へ婚姻関係終了届での介護逃去などの暗いものばかりです。また、現場での深刻な人手不足問題もあり、介護職は地獄のような環境に身を投げる職業などと思われておりますが、介護労働者全体の80%を女性職員が占め、年齢層では40歳以上が25%、50歳以上が25%、60歳以上が20%と、一般的には定年退職で仕事を失う年齢層でも働き続けられ、自分にあった働き方ができ、介護現場でなければ得られない希少な楽しみもあり、時には大変すらも楽しめる瞬間が、介護の仕事を楽しくやれて、人は人に親切にすると幸福感を感じ、介護職は人を助けることの繰り返しであり、背中を押す存在で心の支えになれば幸福です。

まず、議論百出ありますが、人は歳をとって高齢・老齢になりますと、食事や入浴・排泄など生きてゆくための基本的なことさえ、自分でできなくなってしまいます。人生の終末期に尊厳を保って、「その人らしい生活」を送ることができるように人のお役に立てる、人間として真の価値ある尊い仕事が福祉介護です。幸せなのは介護を受ける利用者だけではなくて、受けるより与えるほうが幸福なのです。「支える」ことは「支えられる」ことでもある互助の精神であり、人権の尊重が介護福祉です。

現在日本は65歳以上の高齢者が総人口の約29%を占め、100歳以上の人口も8万6510人（女性が約9割）の超高齢化社会となり、介護人材が全国で26万人以上不足しております。団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年には、35万人以上の介護人材不足になると厚生労働省は実態を公表、近未来あなたの介護は外国人に頼る可能性が高いのではないかと思います。

「介護」の「介」とは付き添い助けるの意で、「護」とは傷つけない様に庇い守るの意です。社会福祉分野における福祉六法でも介護保険法でも、日本の福祉は申請主義です。負担や苦痛を減らし軽くする軽減制度があっても、貧困家庭などはその存在を知らなかったり、相手の気持ちや考えを理解しないことから制度の利用を拒んだりする現状があり、こうした情報格差を解消して支援を行き届かせるためにも、**全介共は、日々新たなり研鑽を積聚、福祉介護の進歩に貢献いたします。**

無縁の慈悲

戦後の日本国は食物がなくて腹が減り、飢えた胃の腑を満たしたく、物もなく欲求が満たされず、粗末な家で暑さ寒さをしのぎながら、一貫して日本国の経済と福祉が未来永劫に繁栄するために我武者羅に働き、今の日本は有福（裕福）になりましたが、目前に迫った超高齢化社会にて、2030年には3人に1人が65歳以上の高齢者になり、2045年までには日本の総人口が約1億642万人まで減ると統計的仮説されています。2019年10月時点の日本の総人口は約1億2614万人、僅僅24年で日本人の6人に1人が死んでいなくなることを、普段は縁遠く感じている死について考えた人もいるだろうと思うなか、増え続ける独居高齢者の「誰にも見守られずに人生を終える死」、本当に困っている人は、家もなく駅や段ボールで寝て餓死をするなどで大変なことになっております。「他法他施策」もありますが、国民最後の貧窮の砦である生活保護制度（生存権）におきましても過去最高を更新中で、超少子高齢化社会と生活保護受給世帯の増加により、**無縁**・遺体の引き取り拒否も際限なく増え続けております。

「無縁」とは、住む居場所を抛り所とし、人と人との掛かり合いや、血筋を連鎖で結ばれる親族との関係が希薄になり、世の中の有り様、助け合い支え合う人間社会の関わり合いが切れ、無縁社会での縁のない、死者を弔う縁者の居ない事を言います。なんと人生の悲哀な言語による表現です。

「無縁仏」とは、自分の故郷や生まれ故郷に親族や知人がおらず、葬儀に参列してくれる人がいないために、身寄りのないまま亡くなってしまった人のことを指します。そのため葬儀は行政や社会福祉法人などが執り行うことが多く、墓標も建てられずに無縁のままになることがあります。「無縁仏」には、具体的には次の5つの意味があります。



1. どの誰か判らない死者
2. 身元は確かでも身寄りがない死者
3. 引取拒否された死者
4. 継家する人が居なくなった墓地や遺骨
5. 無縁仏が葬られている墓地

無縁の死は年間15万人以上で、2022年度に死亡した156万8961人と過去最多を記録、2040年には年間死亡者は約167万人に達し、**多死社会**を前に首都圏（都市部）を中心とした



火葬場不足が深刻化、火葬待ちの一週間程度は珍しくなく、遺体を腐敗や劣化の進行を棺のドライアイスでの二酸化炭素中毒で死亡事故もあり、より長期安置での遺体保存・保管設備構成支援、引き取り手のない**無縁遺骨**が増えており、永代経の構成支援を心算しております。

また、後継者がいないなどの理由から放置され、所有者が不明瞭なお墓も増えており、供養する人がいない死者やお墓の供養も問題にも取り組んでおります。

すべての国民がたとえ老いても、病んでも、障がいを持って、死が間近に迫っても、自分らしく生きがいを持ち続け、幸せを実感できる国家でありたいです。

全介共は、相手が誰彼なしに片寄りや差をつけて取り扱うことのない一様の等しい心で、人々に楽を与えたいという**心（慈）**、人々の苦を抜きたいと願う**心（悲）**の「慈悲」に力を添え、支援を心から進奉いたします。

論説 特定技能・福祉介護

日本国の危機管理から 2018 年 12 月の臨時国会に於いて、在留資格「**特定技能**」が新設されました。「特定技能」は改正入管難民法で設けられ、働き手確保が難しい飲食、介護など 14 業種を対象に、外国人の単純労働を認める在留資格で、ある程度の技能と日本語能力を必要としますが、これまで専門職に限ってきた受け入れ策の転換ともいえます。

特定技能とは、外国人労働者が日本で働くために必要な特定の職種に必要な技能や知識を身につけることができる制度のことを指します。具体的には、建設、農業、宿泊業、介護、製造業、航空業など、労働力不足が問題とされている職種に対して、技能実習生や留学生、永住外国人などが特定技能を取得することで、日本での就労が可能になります。特定技能は、特定技能 1 号と特定技能 2 号に分かれています。**特定技能 1 号**は、技能実習生や留学生、永住外国人などが、習熟度を証明する試験に合格し、一定の技能レベルを持つことで取得できるもので、最長 5 年間の在留期間が与えられます。一方、**特定技能 2 号**は、実務経験がある労働者が技能レベルを証明する試験に合格し、最長 10 年間の在留期間が与えられる制度です。特定技能の取得には、日本語能力や業務知識等様、様々な条件があります。また、外国人労働者が就労する際には、就労ビザの申請や労働条件の確認など複雑な手続きが必要ですが、全介共がサポート致誠いたします。

また、特定技能外国人として在留している期間と条件を満たす場合には、特定技能外国人から永住を申請することができます。例として、特定技能 1 号の在留期間は最長で 5 年間となっており、在留期間が更新されるたびに再度特定技能 1 号の資格を取得する必要がありますが、5 年目に特定技能 1 号の在留期間を更新した場合、追加で 5 年間在留することができます。この場合、10 年目に特定技能 1 号の在留期間を更新した際に、特定技能外国人として永住することができます。

永住申請のための相談や複雑な手続きを、全介共がサポート致誠いたします。

全介共は、厚生労働省の新たなる外国人労働者対策「**特定技能**」に、頻々と着実に新たな研鑽を積累、社会福祉介護の展開と、外国人による介護という特殊たる支援に、日本人の介護という受け入れ困難たる事実・真実を認め、安心して働き暮らせる制度と環境の整備や監視、支援体制の抜本的な強化が成り立つためになくはならない真偽・善悪・美醜などを考え定め、**日本国福祉介護の進歩に貢献**いたします。

特定技能

日本の産業界における深刻な人手不足を解消するため、2019 年 4 月に新たに導入された在留資格です。現在、アジア地域 12 カ国と二国間協力覚書の作成が完了しています。労働者保護の制度は国によって様々ですから、二国間覚書は各国の政策や法制度等を踏まえた内容になっています。

協力覚書 特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために、送出国との間で協力覚書を作成しています。
フィリピン・カンボジア・ネパール・ミャンマー・モンゴル・スリランカ・インドネシア・ベトナム・バングラデシュ・ウズベキスタン・バキスタン・タイとの特定技能に関する協力覚書

協力支援 14 業種 福祉介護・飲食品製造業・素形材産業・機械製造業・外食産業
建設業・農業・漁業他

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構	
事業	国際相互理解の促進・経済協力の資益・本人の国籍と異なる国で働く労働者の在留資格取得支援等
目的	情報収集（円滑な送出し・受入れ制度・知識）・知識提供等・母国語相談・安全衛生・健康の確保 保護等の相談・助言・働き方改革支援等・福利厚生徹底・広報・啓発活動等

協力支援要請・国家公共機関許可申請

日本国法務省・外務省・厚生労働省・農林水産省・警察庁及び各省庁その他

サポートの意趣

助け合いの心から生まれた保障で、会員・正会員様の核心を確実にサポートいたします。議論百出ありでの、差し出がましい論語を純粹理性批判を相通させていただきます。

私達は一度きりの人生を今生きて折り、それぞれが自身の生命の主要な題目（テーマ）を見つけて、自然との調和や環境への責任、他の人々との**きずな・つながり・連繋**、長生きすれば何かと恥を晒すこともあったり、命辛がらの人生もありでの、私達が誰でありどのように生きるかで福祉に影響作用が及び、人生に意味を与えるものと言えるのではないのでしょうか。また、人間にとって死とは避けることのできない運命であり、生きている限り必ずやってくるものです。人々は自分自身や周りの人々が死を迎えることについて、様々な思いを抱いております。しかし、死は人間の限界であるため、必ず訪れるものであり、人々は死に対してどのように向き合うか、生き方や人生の意義を考える機会となっております。

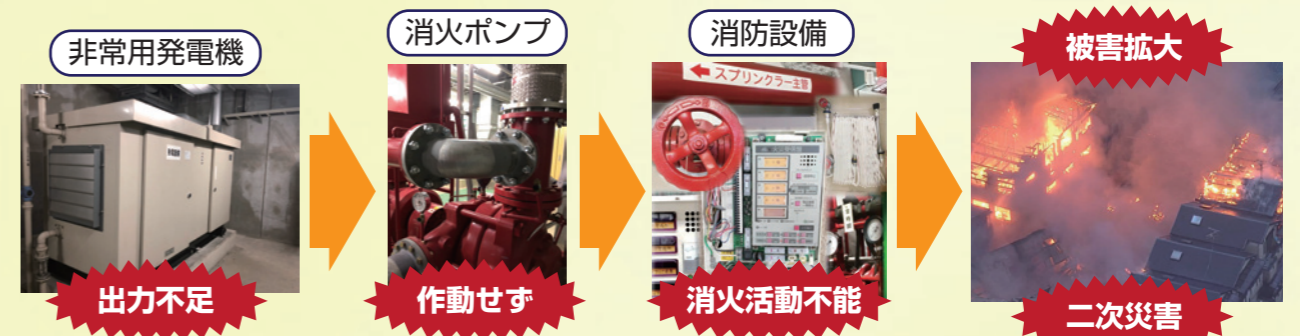
死は永遠の世界に移行するための通過儀礼であり、人間の魂が体から開放されるという一つの風説もあります。死は苦しみや哀しみの原因の一つとして捉えられており、死を乗り越えるために、悟りの意地に達することが重要視されております。

生と死は対極的な状態でありますので、生命が存在する限り死を避けるための様々な努力と取り扱いが丁寧な介護が行われます。一方、死は生命の不可避な終わりでありますので、正会員様には心にかかることのない穏やかで無事な葬儀・葬礼の**保障サポート**を至誠いたします。

消防法で定められた法令点検を支援

消防法により非常用発電機は、毎年 1 回の負荷試験の実施が義務付けられています。

非常用自家発電機は、火災や災害時などに停電してしまった場合にも、施設に設置されている消火ポンプなどの防災設備が動作するように用意されている発電機で、ある程度の規模や人の出入りのある施設建物などには、消防法で設置が義務付けられています。非常用自家発電機は災害時の人命救助においてなくてはならないものであり、火災による被害の拡大を防ぐ重要な設備です。そのため消防法により施設の所有者と管理者は、必ず 1 年に 1 回実際に非常用自家発電機を運転してその発電能力の試験をし、非常時にも正常に動作するかどうか点検をして消防署に報告をする義務があり、その点検の際に行われるのが負荷試験です。



非常用発電機の法令点検を怠り又は虚偽の申告をした場合には罰金又は拘置（消防法 第 44 条 1 1 号・第 4 5 条 3 号）、また万が一非常用発電機の整備不良が原因で火災被害の拡大や二次災害が起きてしまった場合には、設備の管理者と施設の所有者の両者の責任として、消防法や刑事罰責任などで大変重く罰せられる可能性があります。（消防法・両罰規定）

全介共は、非常用発電機の法令点検において豊富な実績と高い技術を持ち、安心安全で何処よりも値段も優しい法人企業を厳選し、責任を持って非営利にて**ご紹介致します**。

団体協約保障の解説

社団福祉法人・自治体が運営する公的施設・民間が運営する民間施設・自立状態の方を対象とする施設・法人企業・法人成り（組織形態）の構成員共済保障です。

高齢者から若者まで全ての国民にめざましく活動の場があり、全ての人が元気に総活躍、安心して暮らせる社会での新しい経済政策パッケージ**人生 100 年時代**に、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズ（必要・要求・需要）の多様化による多様な働き方を選択できる社会の実現と、働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる**働き方改革**（テレワークや労働時間の柔軟性・労働環境の改善・新しいテクノロジーやツールの導入など労働生産性の向上・働く人々が充実感を感じながらのワークライフバランスなど）での、健康で幸福な状況で働ける**福利厚生**（健康保険・年金制度・教育支援・育児休暇・ストレスマネジメントなど）ともに、予期せぬ事態に備えるための相互扶助の仕組みであり、福祉施策の提供を通じて全体的な幸福度と生産性を向上させるために、戦略的に取り組み、従業員やメンバーが団体に所属している期間中に特定の事故や災害が発生した際に、経済的な支援を提供する仕組みです。これには医療費や災害時の生活支援などが含まれる団体協約保障です。

心有る保障共済を用意周到して、**会員のみなさま**に心身を労してサポートに勇往邁進いたします。

日本の介護職員数・介護問題を解決するには、当たらず障らずの目から鱗が落ちる返答で申し訳無いですが、地域の連携強化（地域の医療・介護施設や福祉団体、行政、住民などが協力して地域包括ケアシステムの構築）と、財政措置の充実（介護保険制度の改革や、介護に関する税制優遇措置など財政措置を充実させ、介護サービスの質の向上や負担軽減）が必要です。現実味での返答ですが、介護従事者の人材確保・育成の強化、介護職員の待遇や労働環境の改善、教育制度の整備等様により、介護職員の定着率の向上を図り、人材不足の解消と在宅介護の充実（高齢者や障害者が自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護に必要な医療・介護サービスや福祉用具、在宅環境の整備）必要です。

福祉介護制度において「介護」とは、高齢者や身体障害者、知的障害者等様が日常生活で支援が必要な場合に、身体的なケアや生活支援、精神的なケア、社会的なサポートなど、多岐にわたる支援をおこなうことです。また、**「要支援」とは**、高齢者や障害者等様の介護を必要としている人たちの中で、日常生活において自立できない程度ではないが、身体的・精神的な理由にて一定程度の支援が必要な状態を指します。此処で新たに差違問題が認知症介護です。「認知症」とは脳の機能が低下し、認知機能（記憶、思考力、判断力、言語機能、空間認識能力、抽象思考など）が障害された状態です。認知症介護は、介護者自身が負担を感じる事が多く、ストレスや疲労が蓄積されることがあります。そのため、介護者自身が体調を崩したり、介護疲れから鬱病や不眠症などの症状を発症することもあるため、適切な休息やストレス解消など症状に合わせたケアが必要になります。

抄録例説

特別養護老人ホーム

介護度が高く、医療や看護などの専門的なケアが必要な高齢者が利用する施設

老健施設

高齢者が数ヵ月程度滞在するリハビリを重視した施設

介護医療院（介護療養型医療施設）

看取りやターミナルケア（病気などで余命がわずかとなった患者に対して行なう医療・看護・介護的ケアで、治療よりも緩和ケアを重視）も行なっているために、終の棲家としての役割も持つ施設

グループホーム（5人～9人のユニット）

認知症の高齢者のための認知症対応型共同生活介護施設

ケアハウス

自宅での単身生活に不安を覚えている、家族の協力を受けられなかったりといった事情を持つ高齢者向けの施設

養護老人ホーム

経済的・環境的に困っている人を支援するために用意された、介護でなく養護を目的とする施設

住宅型有料老人ホーム

自立・要支援もしくは要介護度が低い高齢者を対象にした民間事業者によって運営される施設

デイサービス

自宅から通所してリハビリや介護サービスを受けることで、家族の介護者による負担軽減や高齢者のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)を向上する施設

訪問介護

介護職員が定期的に高齢者の自宅に訪問して介護サービスを提供。全国の要介護（要支援）認定者約 688 万人の内、約 7 割の高齢者が自宅での訪問介護を受けています。

おもいやり団体共済保障

推 奨

「福利」とは、幸福をもたらす利益、「厚生」とは、人民の生活を豊かにすることです。幸福をもたらす利得によって、健康の維持または増進をして生活を豊かにします。

総合（慶弔）共済

共済金の種類		共済事故		保障額（円）
死亡弔慰金	死亡弔慰金 会員やそのご家族に万一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡		300,000
		不慮の事故等による死亡		100,000
		配偶者の死亡		200,000
		子の死亡		100,000
		親の死亡		30,000
住宅災害見舞金	住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊	1,000,000
			半焼・半壊	500,000～900,000
			一部焼・一部壊	50,000～300,000
		風水害等	全壊・流失	300,000
			半壊	150,000
			一部壊	10,000～30,000
			床上浸水	10,000～150,000
			全損	100,000
		地震等	大規模半壊	60,000
			半損	50,000
			一部損	10,000
同居親族の死亡		100,000		
重度障害	重度障害見舞金 交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度傷害見舞金をお支払いします。 ※1級～3級の一部	重度障がい	300,000	

傷害共済

		0歳～満59歳の方	満60歳～満79歳の方	
入院・通院 ＜部位・症状別傷害共済金＞	入院または5日以上 の通院をしたとき	交通事故・ 不慮の事故	部位・症状別に 18万円～0.75万円	部位・症状別に 18万円～0.75万円
	通院5日未満で治療 が完了したとき		1事故につき 3,000円	1事故につき 3,000円
長期入院	90日以上、180日以上 連続した入院（1回の入院）のとき ＜災害長期入院一時金共済金＞	交通事故・ 不慮の事故	各 18万円 （最高36万円）	各 5万円 （最高10万円）
携行品に損害が生じたとき 国内のみ＜携行品損害共済金＞			最高 30万円 （免責1万円）	—
死亡・重度の障がいが生じたとき 1級・2級と、3級の一部＜死亡・重度障害共済金＞		交通事故・ 不慮の事故等	500万円	250万円
身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級＜障害共済金＞		交通事故・ 不慮の事故等	450万円～20万円	225万円～10万円
保障期間		保障期間中の掛金は変わりません	自動更新	自動更新
		0歳	満60歳	満80歳

個人賠償プラス（+200円）

個人賠償プラスを 組み合わせて けがと賠償に 損害賠償 最高 3億円	個人賠償 ＜損害賠償共済金＞ ＜賠償費用共済金＞	法律上の損害賠償責任を負ったとき （国内のみ）	最高 3億円
	対人臨時費用 （対人事故のとき）	死亡させたとき	10万円
		10日以上入院させたとき 謝罪等をしたとき	2万円 3,000円